パブリックコメントの実施について

> パブリックコメント制度とは

市民と行政のパートナーシップを推進するための取組の一つで、市の基本的な施策等の策定にあたり、その趣旨、目的、内容を公表し、これに対する市民からの意見、情報、専門的知識の提供を受け、出された意見の概要と市の考え方を公表する一連の手段である。

▶ パブリックコメントの実施要領

- 1 案件名 「第3次豊田市子ども総合計画」
- 2 募集期間 令和元年5月24日(金)~令和元年6月23日(日)
- 3 担当課 次世代育成課
- 4 資料の閲覧方法
- ・市役所次世代育成課、市役所市政情報コーナー、各支所・出張所、青少年相談センター ⇒募集期間の午前8時30分~午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
- ・交流館、総合野外センター
 - ⇒募集期間の午前9時~午後9時(月曜日を除く)
- ・青少年センター
 - ⇒募集期間の午前9時~午後9時30分(月曜日を除く)
- ・各子育て支援センター
 - ⇒募集期間の各子育て支援センターの開館時間
- ・とよた子どもの権利相談室
 - ⇒募集期間の水・木・土・日曜日午後1時~午後6時、金曜日午後1時~午後8時
- ・市ホームページでも閲覧可能
- 5 パブリックコメントの実施の周知方法
- ・広報とよた5月号にパブリックコメント実施についての記事掲載
- ・ホームページのQRコードを掲載したパブリックコメント実施のポスターを乳幼児健診会、 こども園、放課後児童クラブ等で掲示する。
- 6 意見の提出方法
- ・直接持ち込み、郵送、ファックス、電子メール
 - ※案件名、住所、氏名を明記の上、日本語にて上記のいずれかの方法で次世代育成課へ提出
 - ※電話による意見提出は受け付けない

7 その他

- ・寄せられた意見、情報は、これに対する豊田市の考えと共に整理した上で令和元年11月に 公表予定。
- ・パブリックコメント実施時期に合わせ、Eモニターを実施する。